【訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴う ウェブサイト掲示について】

当訪問看護ステーションでは、厚生労働省の定める「訪問看護医療 DX 情報活用加算」の施設基準に基づき、質の高い訪問看護を提供するため、以下の通り医療 DX 推進体制に取り組んでおります。

1. 医療 DX 推進の取り組み

- マイナ保険証によるオンライン資格確認を行い、利用者の診療情報、薬剤情報等を取得・活用いたします。
- 取得した情報を看護師等が計画的に活用し、訪問看護の実施に関する計画的な管理（看護計画の作成・見直し等）を行います。
- 電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスなどの医療 DX に関わる関連システムを積極的に導入・活用し、関係医療機関と密な連携を図ります。

2. 訪問看護医療 DX 情報活用加算の算定について

上記の体制に基づき、医療保険で訪問看護をご利用されている方に対し、月 1 回に限り 50 円を所定額に加算いたします。

3. 個人情報の取り扱いについて

- オンライン資格確認等システムを通じて取得した情報（診療情報・薬剤情報等）は、訪問看護計画および訪問看護報告書の作成、その他看護サービスの提供に必要な範囲でのみ利用いたします。
- 取得したデータは適切なセキュリティ管理のもと、看護師が端末上で閲覧し、質の高いケアに役立てます。

ご利用者様またはその代理人の同意に基づいて行われます。
同意なしにオンライン資格確認を行うことはありません。
医療 DX を通じた質の高い医療の提供にご理解、ご協力をお願いいたします。

令和 8 年　6 月　1 日
ひろき訪問看護ステーション
管理者：小島麻衣子